

しまねDWATへのご協力をお願い

～災害福祉支援体制強化に向けて～

令和8年度社会福祉法人指導監査説明会・研修会

島根県健康福祉部地域福祉課
しまね災害福祉広域支援ネットワーク事務局
((社福) 島根県社会福祉協議会法人支援部内)

しまねDWATとは？ ～役割と活動～

□災害派遣福祉チーム(Disaster Welfare Assistance Team)

- 災害時における避難所生活をより安心して過ごし、間接的な被災(避難所生活による生活機能の低下で介護の重度化などの二次被害)を防ぐため、福祉目線から支援する専門職チーム
- 多職種と連携して、避難所での福祉ニーズの把握やスクリーニング、様々な相談・環境整備などを実施

チーム編成

DWAT ディーワット



活動期間

1チームあたり
5日間程度

災害時には、被災地行政からの要請により、一般避難所等に派遣され、被災されている方々に寄り添い、福祉の専門職として生活を支える活動を行い、二次被害の防止に努めます。1チーム3～5名程度の福祉職(社会福祉士・介護福祉士・保育士・ケアマネジャー・看護師・相談員等)で構成。被災地の様々なニーズに対応できるよう、多職種・男女混合でチーム編成を行います。現在、協力施設150か所、登録者260名(令和7年10月現在)となっており、引き続き協力施設・登録者を募集しています。

災害時における福祉支援の重要性

□ 能登半島地震で浮き彫りになった福祉的支援の課題

- DWATの広域派遣実績が少なく、初動対応が可能なチームが限定されていた
- 在宅避難者や車中泊避難者への支援が想定されておらず、活動範囲が避難所へ限定されていた
- 地域においてDWATへの理解が進んでいないこと
- 災害時に在宅福祉サービスが停止し、要配慮者の家族の負担増、認知症・生活機能低下の進行、災害関連死につながった可能性も
- 要配慮者の福祉ニーズに対応する人材や受け入れ施設の不足

□ DWATに係る今後実施すべき取組

- 初動対応を行うチームの確保や、在宅支援者を含む被災者支援の在り方を検討
- 在宅避難者・車中泊避難者、被災施設への支援強化のため、DWATの活動範囲を拡大
- 平時からの各都道府県等のコーディネート機能強化、初動対応チームの育成、装備の充実、活動理解促進、活動期間調整の仕組みを検討し、制度見直しを進める

国における最近の動向 ～能登半島地震を踏まえて～

□「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ

- 災害救助法等の改正により救助の種類に「福祉サービスの提供」追加
- DWATガイドライン改正により在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大

⇒DWAT活動範囲が避難所に限らず、在宅・車中泊も対象に

□社会福祉法の改正（R9.4.1施行）

- ① DWATチーム員の登録事務を国が行うものとする
- ② DWATチーム員に対する研修及び訓練の実施を国の義務とする
- ③ DWATチーム員の使用者は、その業務の遂行に著しい支障がない限り、当該従事者が都道府県知事の派遣要請に応じて災害時福祉業務を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない
- ④ 災害時福祉業務に必要な要配慮者等の個人情報適切に入手・活用できるよう、DWATチーム員に秘密保持義務を課す

しまね災害福祉広域支援ネットワークの取組み

□**発災時**における取組み

□被災地へしまねDWATを派遣

※能登半島地震での派遣実績(しまねDWATとしては初)
4クール・13名(うち1名県社協職員)

□**平時**における取組み

□DWAT員の養成・スキル向上(研修・訓練の開催)

- ・しまねDWAT登録研修
- ・しまねDWAT継続研修
- ・チームリーダー養成研修
- ・多職種連携(避難所シミュレーション)訓練

※本年度の研修予定は次ページにて

□関係機関との連携

- ・しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催

□今後の方針

□DWATガイドラインを踏まえた費用負担の明確化

□平時からの各チームとの顔の見える関係づくり



令和8年度各研修の実施予定

□しまねDWAT登録研修(県内2会場開催)

【目的】今後、DWATチーム員となる方が、被災地における福祉支援活動を行うために必要な基礎的な知識や技術等を身につける

【日時・会場】8/20(木)いきいきプラザ島根(松江市)

9/18(金)いわみーる(浜田市)

□しまねDWAT継続研修

【目的】知識の更新・技術の修得、DWATチーム員としての資質向上を図るとともに、チーム員同士のつながりや顔の見える関係性を構築する

【日時】10月ごろ開催予定(松江市内)

□チームリーダー養成研修

【目的】実際に派遣された際、DWATチームリーダーとしての役割等を学ぶ。派遣時、DWATの役割と多職種との違いを説明できるようになる

【日時】11月ごろ開催予定(松江市内)

□避難所シミュレーション(多職種連携)訓練

【目的】地震等の災害が発生した際に設置される一般避難所において、DWATが保健・医療・福祉関係者と協力して被災者に対し適切かつ迅速な支援活動を身に付ける

【日時】12月ごろ開催予定(松江市内)

※研修内容等は変更の可能性有

社会福祉法人の皆様へお願い

□ DWATチーム員の更なる拡大に向けて

- 令和8年3月現在、153施設・法人、260名が派遣候補者として登録
- 退職や非登録施設への異動により登録対象外となるケースも
- 引続き、職員の皆様の積極的なご登録をお願いいたします

□ 研修と派遣経験が、職員の防災意識を変えるきっかけに

□ 各研修・訓練での学び

- 実際の被災地での活動について、経験者から直接聞くことができます
- グループワークでは、「被災時に福祉職ができること」を具体的に討議します

□ 自施設の防災体制づくりへ

- DWATの研修や実際の派遣は、被災地の避難者対策だけではありません
- 参加した職員が持ち帰った知識と意識が、施設の災害対応体制を職員から見直すきっかけとなります

発災時に「必ず派遣に協力しなければいけない」わけではありません

まず、DWAT登録研修にご参加いただき、派遣候補者としてご登録をお願いいたします
派遣機会があれば、施設運営上、無理のない範囲でのご協力をお願いいたします

社会福祉法人の皆様へお願い

□ 発災時の派遣手続きの対応＜登録施設向け＞

- 万が一の発災時、事務局より各施設あてに派遣協力をお願いをさせていただきます。
- また派遣費用の一部について、国からの災害救助費や県の予算を充てることが想定されます。支払手続きの都合上、派遣元施設へのお支払いに時間を要し、一時的に立て替えていただく可能性がございます。
- 県として速やかに精算できるよう善処いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

□ 社会福祉法改正（見込）に応じた対応＜登録施設向け＞

- 現在、事務局が管理をしているDWATの名簿ですが、今後、国がその登録管理を行う予定です。
- 登録方法に関して、現時点で国から具体的な方針が示されていません。
- 県への示しがあつた段階で、各施設あてに照会や承諾のお願いをさせていただく可能性もあり、その際は事務局（県社協）を通じてお知らせしますので、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

しまねDWATへの登録方法

1. 法人・施設からネットワーク事務局(県社協)へ支援協力申出書を提出
2. 県社協より協力施設・事業所として認定
3. 当該施設・事業所のうちDWAT活動を希望される職員が登録研修を受講
4. 修了認定書を職員あて交付し、しまねDWAT派遣候補者として登録

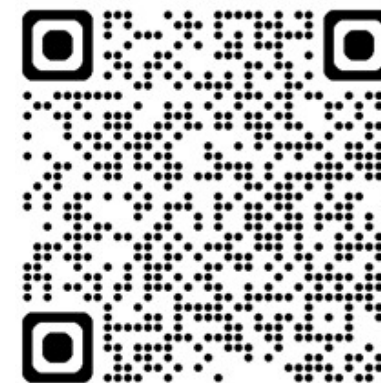
詳細は県社協へご連絡ください

【問い合わせ先】

しまね災害福祉広域支援ネットワーク事務局
(社会福祉法人島根県社会福祉協議会法人支援部内)

TEL: 0852-32-5958

MAIL: dwat@fukushi-shimane.or.jp



↑県社協HPはコチラ↑